札幌市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定等に関する要綱

平成 21 年 08 月 27 日　都市局長決裁

一部改正　平成 29 年 04 月 01 日　都市局長決裁

一部改正　平成 31 年 1 月 25 日　都市局長決裁

一部改正　令和 4 年　4 月 1 日　都市局長決裁

（目　的）

第１条　この要綱は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、法の例による。

（特別特定建築物の建築主等の基準適合義務に係る届出）

第３条　法第 14 条第 1 項の規定により、建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない特別特定建築物の建築主等は、法第 17 条第 1 項の規定による認定を受ける場合を除き、当該特別特定建築物の建築の計画が建築物移動等円滑化基準に適合していることについて、市長に届け出なければならない。

２　前項の届出は、移動等円滑化基準適合届出書（様式 1）の正本 1 通・副本 2 通にそれぞれバリアフリー法建築物移動等円滑化基準チェックリスト（様式 2）及びその他市長が必要と認めて指示する図書を添えて行うものとする。

３　第 1 項の届出は、当該特別特定建築物の建築に係る建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請を行う 14 日前までに行わなければならない。

（基準適合命令等）

第４条　法第 15 条第 1 項の規定による命令は、是正措置命令書（様式 3）により行うものとする。

２　法第 15 条第 2 項の規定による通知は、是正措置要請通知書（様式 4）により行うものとする。

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請）

第５条　法第 17 条第 1 項の規定による認定の申請をしようとする者は、認定申請書の正本 1 通及び副本 1 通に、それぞれ高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号。以下「省令」という。）第 8 条に掲げる図書のほか、バリアフリー法建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト（様式 5）及びバリアフリー法に基づく計画に係る特定建築物の容積率の算定に算入されない床面積の算定表（様式 6）その他市

長が必要と認めて指示する図書を添えて市長に提出しなければならない。

２　法第 17 条第 1 項の規定による認定の申請は、同条第 4 項の規定による申出をする場合を除き、申請に係る特定建築物の建築に係る建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請を行おうとする日の 14 日前までに行わなければならない。

３　市長は、法第 17 条第 1 項の規定による認定の申請に係る計画が基準に適合しない場合は、その理由を記した、認定しない旨の通知書（様式 7）により申請者に通知するものとする。

（構造計算適合性判定に準じた審査の実施等）

第６条　市長は、法第 17 条第 4 項の規定による申出があった場合（法第 18 条第 2 項の規定により準用する場合を含む。）において、当該申出に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画が、建築基準法第 6 条第 5 項の構造計算適合性判定の対象となる建築物に係るものである場合は、構造計算適合性判定に準じた審査を行うものとする。

２　市長は、前項の審査を行う場合は、当該審査を北海道知事に委託することができる。

３　市長は、前項の規定により審査を委託した場合において、当該委託をした後に、認定申請書又はその添付図書に関して補正を要する事項が明らかとなった場合は、当該事項の補正を、北海道知事の指示により行わせることができる。

（計画の変更）

第７条　法第 18 条第 1 項の規定による計画の変更に係る認定を受けようとする者は、変更認定申請書（様式 8）の正本 1 通及び副本 1 通に、それぞれ省令第 8 条の表に掲げる図書のうち変更に係る図書その他市長が必要と認めて指示する図書を添えて、市長に申請しなければならない。

２　前項の規定による申請は、当該計画の変更に係る工事に着手しようとする日の 14 日前までに行わなければならない。

３　市長は、第 1 項の規定による認定の申請に係る計画が基準に適合すると認めるときは、変更認定通知書（様式 9）により申請者に通知するものとする。

４　市長は、第 1 項の規定による認定の申請に係る計画が基準に適合しない場合は、その理由を記した、認定しない旨の通知書（様式 10）により申請者に通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第８条　法第 17 条第 1 項又は法第 18 条第 1 項の規定による認定の申請を取り下げようとする者は、取り下げ届（様式 11）の正本 1 通及び副本 1 通を市長に提出しなければならない。

２　前項の場合において、認定申請書又は変更認定申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

（建築等の取り止め）

第９条　法第 17 条第 3 項の規定による認定を受けた特定建築物の建築等又は維持保全を取り止めようとする者は、取り止め届（様式 12）の正本 1 通及び副本 1 通に、認定通知書及び認定申請書の副本並びにその添付図書を添えて市長に提出しなければならない。

（改善命令）

第 10 条　法第 21 条の改善命令は、市長が必要と認めるときに、改善命令書（様式 13）により行うものとする。

（認定の取消し）

第 11 条　法第 22 条の規定による認定の取消しは、市長が必要と認めるときに、認定取消通知書（様式 14）により行うものとする。

（報告の徴収）

第 12 条　認定建築主等は、認定特定建築物の建築等の工事が完了したときは、工事完了報告書（様式 15）により、認定を受けた計画に従って工事を行った旨を市長に報告しなければならない。

附　則

この要綱は、平成 21 年 10 月 01 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 29 年 04 月 01 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 31 年 9 月　1 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和 4 年 4 月　1 日から施行する。

様式１

移動等円滑化基準適合（変更）届出書

年　　月　　日

（あて先）札幌市長

届出者　住　所
（建築主等）
氏　名

下記の特別特定建築物の建築の計画について、札幌市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定等に関する要綱第３条第１項の規定により届け出ます。

記

<table>
<tr><td colspan="2">建築物の名称</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">建 築 位 置</td><td colspan="6">札幌市　　区</td></tr>
<tr><td colspan="2">工 事 種 別</td><td colspan="6">・ 新築　　・ 増築　　・ 改築　　・ 用途変更</td></tr>
<tr><td colspan="2">主 要 用 途</td><td colspan="2"></td><td>構造</td><td colspan="2">造</td><td>階数</td><td>地上　　階、地下　　階</td></tr>
<tr><td rowspan="6">内訳</td><td>用途</td><td>階数</td><td>対象施設</td><td>その他の施設</td><td>既存部分</td><td colspan="2">合計</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td colspan="2">㎡</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td colspan="2">㎡</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td colspan="2">㎡</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td colspan="2">㎡</td></tr>
<tr><td></td><td>延べ床面積</td><td></td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td colspan="2">㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">建築主等の代理者</td><td>住所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="5">（TEL　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">設 計 者</td><td>住所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="5">（TEL　　）</td></tr>
</table>

※　受付欄	※　備考

（注意）

※欄は記入しないで下さい。

※設計内容が基準に適合していることがわかる図面を添付してください。

※建築主等の代理者とは、本届出に関する権限を委任された者とします。

様式２

バリアフリー法建築物移動等円滑化基準チェックリスト

建築物特定施設等	条件	整備基準	設計内容	※
	(1) 移動等円滑化経路（利用居室から道等、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設に至る経路）の１以上	①階段又は段を設けない （設ける場合は傾斜路又は昇降機を併設する）	有 ・ 無 （講じた措置）	
1 出入口 （第 18 条）	(1) 移動等円滑化経路を構成する出入口のそれぞれ１以上	①幅 80 cm以上	（内法幅） cm	
		②自動開閉又は車椅子使用者が容易に開閉して通過できる戸となっているか	（開閉方法）	
		③戸の前後に高低差がない（水平）	有 ・ 無	
2 廊下等 （第 11 条） （第 18 条）		①滑りにくい仕上げ	（仕上げ材）	
	(1) 移動等円滑化経路を構成する廊下等のそれぞれ１以上	①幅 120 cm以上とし、50m 以内ごとに車椅子転回スペースを設ける	（内法幅） cm （転回部） 有 ・ 無	
		②自動開閉又は車椅子使用者が容易に開閉できる戸	（開閉方法）	
		③戸の前後に高低差がない（水平）	有 ・ 無	
	不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する部分（自動車車庫の用途を除く）	④階段の上端に近接する廊下等の部分に点状ブロック等を敷設	有 ・ 無 （講じた措置）	
3 階段 （第 12 条）	その踊場を含む	①手摺を設置（踊場を除く）	有 ・ 無	
		②滑りにくい仕上げ	（仕上げ材）	
		③段を識別しやすい色、つまずきにくい構造	（講じた措置）	
		④主たる階段は回り段としない	（回り段） 有 ・ 無	
	不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する部分（自動車車庫の用途を除く）	⑤上端に近接する踊場に点状ブロック等を敷設（段の部分と連続した手摺を設けた場合を除く）	有 ・ 無 （講じた措置）	
4 傾斜路 （第 13 条） （第 18 条）	階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。 その踊場を含む	①手摺を設置 （勾配 1/12 以下で高さ 16 cm以下の傾斜部分は免除）	有 ・ 無 （勾配） ／ （高さ） cm	
		②滑りにくい仕上げ	（仕上げ材）	
		③廊下等と識別しやすい色	（講じた措置）	
	勾配 1/20 以下、又は高さ 16 cm以下で勾配 1/12 以下の傾斜路除く 不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する部分（自動車車庫の用途を除く）	④上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設（傾斜の部分と連続した手摺を設けた踊場の場合は除く）	有 ・ 無 （講じた措置） （勾配） ／ （高さ） cm	
	(1) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路のそれぞれ１以上	①幅 120 cm以上 （段併設の場合 90 cm以上）	（内法幅） cm （段併設） 有 ・ 無	
		②勾配 1/12 以下（高さ 16 cm以下は勾配 1/8 以下）	（勾配） ／	
		③高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊場	（高さ） cm （踏幅） cm	

建築物特定施設等	条件	整備基準	設計内容	※
5 昇降機 （第 18 条）	(1) 移動等円滑化経路を構成する昇降機及びその乗降ロビーのそれぞれ 1 以上（籠の停止階は利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階とする）	①出入口幅 80cm 以上	（内法幅）　　cm	
		②籠の奥行き 135cm 以上	（籠の奥行）　　cm	
		③乗降ロビー150cm×150cm 以上 （高低差なし）	（内法寸法）　　cm×　　cm （高低差）　有　・　無	
		④籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい制御装置	（装置の高さ）　　cm	
		⑤籠内に停止予定階、現在位置の表示装置	有　・　無	
		⑥乗降ロビーに籠の昇降方向の表示装置	有　・　無	
	不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するもの（自動車車庫の用途を除く）	⑦籠内に到着階、出入口閉鎖を音声表示装置	有　・　無	
		⑧視覚障害者が円滑に操作できる制御装置	（点字表示等）有　・　無	
		⑨籠内又は乗降ロビーに籠の昇降方向の音声表示装置	有　・　無	
	不特定多数の者が利用する床面積が 2,000 ㎡以上に適用	⑩籠の幅 140cm 以上	（内法幅）　　cm	
		⑪車椅子の転回に支障ない籠の構造		
	(2) 特殊な構造又は使用形態の昇降機を設ける場合 （エレベーターの場合）	①段差解消機か（建設省告示第 1413 号第１第七号）	（構造方法）	
		②籠の幅 70 cm以上、籠の奥行き 120 cm以上	（幅）　　cm（奥行き）　　cm	
		③籠内で転回して乗降する場合の構造	（支障）　有　・　無	
	（エスカレーターの場合）	④車椅子使用者（建設省告示 1413 号第１ただし書）	（構造方法）	
6 便所 （第 14 条）	(1) 不特定多数又は主として高齢者、身体障害者等が利用する便所を設ける場合	①車椅子使用者用便房を１以上設置	（車椅子用）　有　・　無	
		a 腰掛便座、手摺等の適切な配置	（手摺等）　有　・　無	
		b 車椅子使用者の利用に十分な空間の確保	（空間）　有　・　無	
		c 車椅子使用者用便房がある旨の表示	（標識）　有　・　無	
		⑤オストメイト対応水洗器具を 1 以上設置	有　・　無	
	(2) 男子用小便器のある便所	①床置式その他これに類する小便器１以上設置	（床置式）　有　・　無	
7 ホテル又は旅館の客室 （第 15 条）	車椅子使用者用客室	客室の総数が 50 以上の場合は客室総数の 1/100 以上	（全客室数）　　室 （車椅子用）　　室	
	(1) 車椅子利用者用便房 （当該階に共用の車椅子利用者用便房がある場合を除く）	①出入口幅 80 cm以上	（内法幅）　　cm	
		②自動開閉又は車椅子使用者が容易に開閉して通過できる戸となっているか	（開閉方法）	
		③戸の前後に高低差がない（水平）	有　・　無	

建築物特定施設等	条件	整備基準	設計内容	※
7 ホテル又は旅館の客室（続き） （第 15 条）	(2)浴室又はシャワー室 （同一建築物内に整備基準と同等の共用浴室等がある場合を除く）	①車椅子使用者用浴室等	有　・　無	
		②浴槽、シャワー、手摺り等を適切に配置		
		③車椅子使用者が利用しやすい十分な空間確保		
		④出入口幅 80 cm以上	（内法幅）　cm	
		⑤自動開閉又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる戸となっているか	（開閉方法）	
		⑥戸の前後に高低差がない（水平）	有　・　無	
8 敷地内の通路 （第 16 条） （第 18 条）	段がある部分	①滑りにくい仕上げ	（仕上げ材）	
		②手摺を設置	有　・　無	
		③段を識別しやすい色、つまずきにくい構造	（講じた措置）	
	傾斜路	④手摺を設置（勾配 1/12 以下で高さ 16 cm以下、又は勾配 1/20 以下の傾斜部分は免除）	有　・　無 （勾配）　／　（高さ）　cm	
		⑤前後の通路と識別しやすい色	（講じた措置）	
	(1)移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路のそれぞれ１以上	①幅 120 cm以上	（幅員）　cm	
		②50m 以内ごとに車椅子転回スペース	（転回部）　有　・　無	
		③自動開閉又は車椅子使用者が容易に開閉して通過できる戸となっているか	（開閉方法）	
		④戸の前後に高低差がない（水平）	有　・　無	
	傾斜路	⑤幅 120 cm以上 （段併設の場合 90 cm以上）	（内法幅）　cm （段併設）　有　・　無	
		⑥勾配は 1/12 以下 （高さ 16 cm以下は 1/8 以下）	（勾配）　／ （高さ）　cm	
		⑦高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊場 （勾配が 1/20 以下の場合は免除）	（高さ）　cm （勾配）　／ （踏幅）　cm	
	＊移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路が、急傾斜地等による地形の特殊性がある場合は「道等」を「当該建築物の車寄せ」とする。	車寄せからの整備基準に支障があるか	有　・　無	
9 駐車場 （第 17 条）	不特定多数又は主として高齢者、身体障害者等が利用する駐車場を設ける場合	①車椅子使用者用駐車施設を１以上設置	（車椅子用）　有　・　無	
		a 幅 350 cm以上	（幅員）　cm	
		b 利用居室又は建物出入口に近いところに設置	（近い位置）　有　・　無	

建築物特定施設等	条件	整備基準	設計内容	※
10 標識 （第 19 条）	移動等円滑化の措置された昇降機、便所、駐車施設の付近に標識の設置 （JIS Z8210 に定める案内記号）	①昇降機への標識	有　・　無	
		②便所への標識	有　・　無	
		③駐車施設への標識	有　・　無	
11 案内設備 （案内所を設ける場合を除く） （第 20 条）	建築物又は敷地に、移動等円滑化の措置がとられた昇降機、便所、駐車施設の配置を表示する案内板等の設置 （昇降機、便所、駐車場の配置が容易に視認できる場合を除く）	①昇降機の位置図	有　・　無	
		②便所の位置図	有　・　無	
		③駐車施設の位置図	有　・　無	
	建築物又は敷地に、移動等円滑化の措置がとられた昇降機、便所の位置を、点字等により視覚障害者に示す設備を設置	①昇降機の配置を点字等で示す設備	有　・　無	
		②便所の配置を点字等で示す設備	有　・　無	
12 点字等で示す設備（案内板）までの経路、又は案内所までの経路 （第 21 条）	道等から案内設備までの１以上の経路を視覚障害者移動等円滑化経路とする （道等から視覚障害者用に設けた点字表記の案内板までの経路、又は道等から案内所まで経路。このうちの１以上の経路を視覚障害者移動等円滑化経路とする） ＊自動車駐車施設までの経路を除く	①線状ブロック等･点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置 （風除室で直進する場合は免除）	有　・　無 （講じた措置）	
		②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	有　・　無	
		③段･傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか。 （勾配が 1/20 以下の傾斜部分の上端に近接する場合、又は高さが 16 ㎝以下で勾配 1/12 以下の傾斜部分の上端に近接する場合を除く。若しくは段部分又は傾斜部分と連続して手摺を設ける踊場等を除く）	有　・　無 （勾配）　　／ （高さ）　　㎝ （講じた措置）	

注１　移動等円滑化経路：利用居室から道等又は車椅子使用者用便房若しくは車椅子使用者用駐車施設までの経路をいう。

注２　利用居室：不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室をいう。

注３　建築物特定施設等の欄の（第○条）は、バリアフリー法政令の該当条文を示す。

様式３

是正措置命令書

年　　月　　日

様

札幌市長　　印

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 15 条第 1 項の規定により、下記のとおり是正措置について命令する。

記

１　建築主等

２　建築主等の住所

３　特別特定建築物の位置

４　特別特定建築物の概要

　用　　途

　階　　数

　延べ面積

　構　　造

５　命令事項

６　理由

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、札幌市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

※　この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式４

是正措置要請通知書

年　　月　　日

様

札幌市長　　印

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 15 条第 2 項の規定により、下記のとおり是正措置について要請する。

記

１　建築主等

２　建築主等の住所

３　特別特定建築物の位置

４　特別特定建築物の概要

用　　途

階　　数

延べ面積

構　　造

５　要請事項

６　理由

※　この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式７

認定しない旨の通知書

年　　月　　日

様

札幌市長　　印

下記の申請については、下記の理由により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 17 条第 1 項の規定による認定をしないこととしたので、札幌市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定等に関する要綱第 5 条第 3 項の規定に基づき、これを通知します。

記

１　申請年月日

２　申請者の住所

３　申請に係る特定建築物の位置

４　理由

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、札幌市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

※　この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式８

変更認定申請書

年　　月　　日

（あて先）札幌市長

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、特定建築物の建築等及び維持保全の計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

※　受付欄	※　備考

（注意）

※欄は記入しないでください。
※この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

変更の概要

建築物特定施設	変　更　の　内　容

（第二面）

1　特定建築物及びその敷地に関する事項

［地名地番］　札幌市　　区	
［延べ面積］ ［敷地面積］ ［建築面積］ ［建築物の階数］	㎡ ㎡ ㎡ 階
［構造方法］	造　一部　　造
［主要用途］ ［用途別床面積］ 用途（　　） （　　） （　　） （　　） （　　）	床面積（　　㎡）　階（　　） （　　㎡）　（　　） （　　㎡）　（　　） （　　㎡）　（　　） （　　㎡）　（　　）
［建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超える部分］ ㎡	
［工事種別］	
［確認の特例］ 法第 17 条第 4 項の規定による適合通知を受ける旨の申出の有無＜　有　・　無　＞	

（注意）

1．［主要用途］及び［用途別床面積］の欄には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第 4 条及び第 5 条の用途の区分に従い用途をできるだけ具体的に記入するとともに、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。また、（階）の部分には、当該用途の部分がある階（複数の階に及ぶ場合はそのすべての階）を記入してください。

2．［建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の特定施設の床面積を超える部分］の欄には、法第 19 条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（認定特定建築物の延べ面積の 10 分の 1 を限度とする。）を記入してください。また、当該床面積の算定根拠がわかる資料を別に添付してください。

3．［工事種別］の欄には、「新築」、「増築」、「改築」、「用途変更」、「修繕」又は「模様替」のうち該当するものを記入してください。

4．［確認の特例］の欄には、認定の申請に併せて、建築基準法第 6 条第 1 項（同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）の確認申請書を提出して適合通知を受けることを申し出る場合においては「有」を○印で囲み、申し出ない場合においては「無」を○印で囲んでください。

（第三面）

２　建築物特定施設の構造及び配置に関する事項

①　出入口

		平面図番号等	段のある出入口
多数の者が利用する出入口（直接地上へ通ずる出入口を除く）	幅 90 cm以上のもの 幅 90 cm未満のもの		
直接地上へ通ずる出入口	幅 120 cm以上のもの 幅 90 cm以上 120 cm未満のもの 幅 90 cm未満のもの		

（注意）

平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図に記入した出入口の記号等を記入してください。

②　廊下等

	平面図番号等
突出物 休憩用の設備	

（注意）

１．平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入したそれぞれの記号等を記入してください。

２．突出物を設けている場合においては、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう講じた措置がわかる資料を別に添付してください。

３．廊下等及び点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分については、点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。

（第四面）

③　階段

	平面図番号等	縦断面図番号
階段		

（注意）

1．平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した階段の記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、当該階段の構造を示す縦断面図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

2．階段及び点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、段がある部分の上端に近接する踊場の部分については、点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。

④　階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路

	平面図番号等	縦断面図番号
階段に代わり、又はこれに併設する 傾斜路		

（注意）

1．平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した傾斜路の記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、当該傾斜路の構造を示す縦断面図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

2．傾斜路及び点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分については、点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。

（第五面）

⑤　エレベーターその他の昇降機

	配置図・平面図番号等	構造詳細図番号
エレベーター 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機		

	当該装置が設けられるエレベーター	提供する情報の内容	
		かご内	乗降ロビー
音声により情報を提供する装置			

（注意）

1．配置図・平面図番号等の欄には、配置図又は各階平面図内の位置がわかるように、配置図に記入したエレベーターその他の昇降機の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入したエレベーターその他の昇降機の記号等を記入するとともに、当該エレベーターのその他の昇降機の表示方法についてわかる資料を添付してください。構造詳細図番号の欄には、当該エレベーターその他の昇降機の構造詳細図の番号を配置図･平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

2．当該装置が設けられているエレベーターの欄には、音声により情報を提供する装置が設けられたエレベーターについて、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入したエレベーターの記号等を記入し、提供する情報の内容の欄には、当該装置の音声により提供される情報の内容を、当該装置の設けられる場所に応じて、かご内及び乗降ロビーの欄に、それぞれ記入してください。

（第六面）

⑥　便所

階	便房の総数	車いす使用者用便房数

	平面図番号等	構造詳細図番号
車いす使用者用便房のある便所 水洗器具を設けた便房がある便所 腰掛便座及び手すりの設けられた便房がある便所（車いす使用者用便房のある便所を除く） 床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35 センチメートル以下のものに限る）その他これに類する小便器がある便所		

（注意）

1．便房の総数の欄には、多数の者が利用する全便所（特別特定建築物の場合は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する全便所）にある便房（車いす使用者用便房を含む。）の総数を記入してください。

2．平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した便所の記号等を記入するとともに、車いす使用者用便房又は水洗器具を設けた便房の表示方法についてわかる資料を別に添付してください。構造詳細図番号の欄には、当該便所の構造詳細図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

⑦　車いす使用者用客室

客室の総数	車いす使用者用客室数

	平面図番号等
車いす使用者用客室	

（注意）

1．客室の総数の欄には、ホテル又は旅館の客室の総数を記入してください。

2．平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車いす使用者用客室の記号等を記入してください。

（第七面）

⑧　敷地内の通路

	配　置　図	縦断面図番号
段 傾斜路		

（注意）

1．配置図の欄には、配置図内の位置がわかるように、配置図に記入したそれぞれの記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、段並びに傾斜路及びその踊場の構造を示す縦断面図の番号を配置図の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

2．敷地内の通路の床材の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。

3．地形が著しく特殊な場合においては、当該地形の特殊性がわかる資料を別に添付してください。

⑨　駐車場

全駐車台数	車いす使用者用駐車施設数

	配置図・平面図番号等
車いす使用者用駐車施設	

（注意）

1．全駐車台数の欄には、多数の者が利用する全駐車場（特別特定建築物の場合は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する全駐車場）の駐車台数（車いす使用者用駐車施設数を含む。）の合計を記入してください。

2．配置図・平面図番号等の欄には、配置図内又は各階平面図内の位置がわかるように、配置図に記入した車いす使用者用駐車施設の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車いす使用者用駐車施設の記号等を記入するとともに、車いす使用者用駐車施設の表示方法についてわかる資料を別に添付してください。

（第八面）

⑩　浴室等

	平面図番号等	構造詳細図番号
車いす使用者用浴室等		

（注意）

平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車いす使用者用浴室等の記号等を記入し、構造詳細図番号の欄には、当該浴室等の構造詳細図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

⑪　案内設備までの経路

	配置図・平面図番号等
案内設備	
音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備	有　・　無

（注意）

1．配置図・平面図番号等の欄には、配置図又は各階平面図内の位置がわかるように、配置図に記入した案内設備の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した案内設備の記号等を記入するとともに、案内設備の概要がわかる資料を別に添付してください。

2．案内設備までの経路及び線状ブロック等又は点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、案内設備までの経路の部分については、線状ブロック等又は点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。

3．音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備の有無の欄で「有」を○印で囲んだ場合においては、当該装置の概要がわかる資料を別に添付してください。

3　建築物特定施設の維持保全に関する事項

（1）維持保全に関する責任範囲及び実施体制

1所有者の氏名又は名称	
2管理者の氏名又は名称	
3維持保全責任者の氏名又は名称	
4維持保全業務の委託 （①委託先の名称） （②委託業務内容）	する　・　しない
5維持保全計画の作成予定等	

（注意）

1．1欄から4欄までは、特定建築物の建築等の事業の完了後について記入し、未定のときは空欄にしておいてください。

2．4欄は、維持保全業務の委託について「する」又は「しない」のうち該当するものを○印で囲んでください。「する」を○印で囲んだ場合にのみ①②について記入してください。

3．5欄は、1欄から4欄までが未定の場合において、今後どのようにして維持保全計画を作成するかについて、維持保全計画作成までの認定申請者の維持保全に関する責任範囲を含めて記入してください。

（2）維持保全業務の概要

建築物特定施設	維　持　保　全　業　務　の　内　容

（注意）

維持保全業務の内容の欄には、建築物特定施設ごとに、定期的な点検の実施計画、修繕の実施計画等維持保全業務の内容として予定していることを記入してください。

4　特定建築物の建築等の事業に関する資金計画

	内　　訳	金　　額（百万円）
支　　出	建築費 用地取得造成費 事務費 借入金利息 ○○○	
	計	
収　　入	自己資金 借入金 （借入先） ○○○	（　　）
	計	

5　特定建築物の建築等の事業の実施時期

［事業の着手の予定年月日］	年　　月　　日
［事業の完了の予定年月日］	年　　月　　日

様式９

変更認定通知書

認定番号　　第　　号

認定年月日　　年　　月　　日

（※）　確認番号　　第　　号

確認年月日　　年　　月　　日

建築主事名

様

札幌市長　　印

下記による申請書に記載の計画の変更について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第18条第2項において準用する同法第17条第3項の規定により認定をしましたので通知します。

記

１　申請年月日　　年　　月　　日

２　特定建築物の位置

３　特定建築物の概要

①　主要用途

②　延べ面積

③　その他事項

４　変更前の認定番号

年　　月　　日　第　　号

年　　月　　日　第　　号

年　　月　　日　第　　号

（※）法第17条第4項の規定により適合通知を受けた場合に記入されます。

※　この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 10

認定しない旨の通知書

年　　月　　日

様

札幌市長　　印

下記の申請については、下記の理由により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による認定をしないこととしたので、札幌市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定等に関する要綱第７条第４項の規定に基づき、これを通知します。

記

１　申請年月日

２　申請者の住所

３　申請に係る特定建築物の位置

４　理由

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、札幌市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

※　この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 11

取り下げ届

年　　月　　日

（あて先）札幌市長

届出者　住　所
（建築主等）
氏　名

建築主等の代理者　住　所

氏　名

下記の認定の申請を取り下げるので、札幌市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定等に関する要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき届け出ます。

記

1　申請に係る特定建築物の位置

札幌市　　区

2　理由

※　受付欄	※　備考

（注意）

1　届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください

2　建築主等の代理者とは、本届出に関する権限を委任された者とします。

3　※欄は記入しないで下さい

※　この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

様式 12

取り止め届

年　　月　　日

（あて先）札幌市長

届出者　住　所
（建築主等）
氏　名

建築主等の代理者　住　所

氏　名

認定を受けた特定建築物の建築等及び維持保全計画に基づく下記の特定建築物の建築又は維持保全を取り止めたいので、札幌市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定等に関する要綱第 9 条の規定に基づき届け出ます。

記

1　特定建築物の建築等及び維持保全計画の認定番号

第　　号

2　特定建築物の建築等及び維持保全計画の認定年月日

年　　月　　日

3　認定に係る特定建築物の位置

札幌市　　区

4　認定建築主等の氏名

5　理由

※　受付欄	※　備考

（注意）

1　届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください

2　建築主等の代理者とは、本届出に関する権限を委任された者とします。

3　※欄は記入しないで下さい

※　この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

様式 13

改善命令書

年　　月　　日

様

札幌市長　　印

下記の特定建築物の建築等及び維持保全計画について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 21 条の規定により、改善に必要な措置を命じます。

記

1　特定建築物の建築等及び維持保全計画の認定番号

2　特定建築物の建築等及び維持保全計画の認定年月日

3　認定建築主等の氏名

4　認定に係る特定建築物の位置

5　命ずる措置

6　改善の期限

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、札幌市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

※　この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 14

認定取消通知書

年　　月　　日

様

札幌市長　　印

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 22 条の規定に基づき、下記の特定建築物の建築等及び維持保全計画について、その認定を取り消しましたので、同条第 2 項の規定に基づき、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

記

1　特定建築物の建築等及び維持保全計画の認定番号

2　特定建築物の建築等及び維持保全計画の認定年月日

3　認定建築主等の氏名

4　認定に係る特定建築物の位置

5　理由

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、札幌市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

※　この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 15

工事完了報告書

年　　月　　日

（あて先）札幌市長

報告者　住　所
（建築主等）　氏　名
建築主等の代理者　住　所
氏　名

認定を受けた特定建築物の建築等の計画に基づく建築物の工事が完了しましたので、札幌市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定等に関する要綱第 12 条の規定により、下記の通り報告いたします。

記

1　特定建築物の建築等及び維持保全計画の認定番号

第　　号

2　特定建築物の建築等及び維持保全計画の認定年月日

年　　月　　日

3　認定に係る特定建築物の位置

札幌市　　区

※　受付欄	※　備考

（注意）

1　報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください

2　建築主等の代理者とは、本届出に関する権限を委任された者とします。

3　※欄は記入しないで下さい

4　認定を受けた特定建築物の建築等及び維持保全計画に基づいて工事が行われた旨が確認できる図面及び写真を添付してください。

※　この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができます。